

原子力関連団体

規制委候補に報酬

政府は三十一日、原子力規制を担う新組織「原子力規制委員会」の国会同意人事案で委員長候補に挙げた田中俊一・前原子力委員会委員長代理が、原子力関連の団体・企業から原稿執筆や講演料などの名目で二〇一一年度に計二十九万二千円の報酬を得ていたと明らかにした。

田中氏は29万円 合計144万円

政府は直近の三年間一五十万円程度以上の報酬を得た場合は、委員

原子力規制委員の候補者が
2009年度以降に受けた講演報酬など

委員候補者	09年度以降の合計額	受け取った相手
田中俊一 (委員長)	29万2000円	日本原子力文化振興財団 原産協会 千代田テクノ
大島賢三	なし	
島崎邦彦	29万1000円	日本原子力文化振興財団 東電設計
中村佳代子	20万1000円	日本原子力文化振興財団 放射線影響協会
更田豊志	66万2000円	日本原子力発電 関西原子力懇談会

から除外する指針を設けている。田中氏の報酬は指針には反しないが、人事の再考を求める声が強まる可能性がある。民主党が同日開いた人事案関連の会合で、田中氏と原子力規制委員の委員候補四人の報酬に関する調査結果を政府側が報告した。〇九年度以降三年間では、委員候補四人のうち、大島賢三元国連大使を除く二人が、原発関連

団体や企業から報酬を受けていた。大島氏以外の委員候補二人と田中氏の合計は約百四十四万円。報告によると、田中氏は一一年度に日本原子力文化振興財団から二十万円、日本原子力産業(原産)協会から二万五千元、放射線測定企業の千代田テクノから六万七千元を受け取っていた。〇九、一〇両年度は本人から報告がなかった。更田豊志・日本原子力研究開発機構副部長は計六十六万二千円。日本原子力発電から年十五万一千六百元、関西原子力懇談会から年六万七千円ずつ講演報酬や委員会謝金を得ていた。

参議院議院運営委員長 鶴保 庸介 殿

原子力規制委員会委員長及び委員の同意人事に関する申入れ

本人事案は原子力規制委員会設置法7条7項及び7月3日付政府指針「原子力規制委員会委員長及び委員の要件について」に照らして、少なくとも3名の候補者（田中俊一氏、中村佳代子氏、夏田豊志氏）が欠格要件に該当し違法の疑いがあります。

政府が「原子力事業者等」の解釈を「電力会社や原子力設備のメーカーなどの営利企業」のみに限定し、「独立行政法人日本原子力研究開発機構」等は含まれないとしていることには同意できません。

これでは8・11の反省を踏まえて原子力規制行政を抜本的に転換するとして原子力規制委員会への国民の期待を裏切ることになると同時に、立法府の尊厳と権威が大きく損なわれることにもなります。

議院運営委員長におかれましては、欠格要件に係る明確化及び候補者に係る完全な情報公開がなされない限り、本人事案が採決されることのないよう適切に対処されますことを要請し、以下申し入れます。

1. 本人事案における「原子力事業者等」の解釈が適法であるかの真摯な説明を政府に求めること
2. 各候補者の所属先の事業収入に係る情報など候補者に係る十分な情報公開を政府に求めること
3. 上記1及び2がなされない限り、本人事案を採決しないこと

2012年8月21日

国民の生活が第一

主 濱 了

みんなの党

水 野 賢一

日本共産党

井 上 哲士

社会民主党

吉 田 忠 智

みどりの風

行 田 邦 子

新党改革

荒 井 広 幸

新党大地・真民主

平 山 誠

原子力規制委員会設置法

第7条

7 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となること
ができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を
行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入
らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者
又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称による
かを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

四 前号に掲げる者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、
これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)又は使用人
その他の従業者

〔平成24年6月18日・参議院環境委員会〕

○水野賢一君

(省略)

じゃ、生方さんの方に法案の内容について伺いますけれども、これ、原子力規制委員会の委員になれない人たちというのが、要するに余り原子力の、いわゆる原子力村というのにかかわっていたような人たちなんかは駄目ということで、これ七条の七項にいろいろ定められていますよね。禁錮の刑に処せられた人とかいろいろ書いてありますけど、その中の三号を見ると、要するに、これ原子力の、余り、俗に言う原子力関係者たちはやっぱり委員とか委員長はまずいよねということだと思んですけど、これだけ見てもよく分からないですね。

だから、ちょっと立法者の意思として教えてもらいたいと思うんですけど、例えば東京電力とか原発を持っているような会社の役員だった、過去に役員だった人とかというのは、これ委員になれるんですか。

○衆議院議員（生方幸夫君） 私は実務担当者ではないので、本当に私が答えるのが適切かどうか分かりませんが、せっかくの御質問でございますのでお答えをさせていただきます。

普通に考えて、今般の東電の事故を見ても、いわゆる原子力村というふうに言われている人たちの中で行われていたことが事故を拡大させたということもございましたので、これからつくられる原子力規制委員会については、そういう村にかつて属して、どっぷりつかった人た

ちが委員になる、あるいは委員長になるということは考えられないし、それが適当であるというふうには私は思いません。

○水野賢一君 そうすると、今の御答弁だと、単に現在というだけじゃなくて、過去も含めてそういうところに、まさにどっぷりつかったというふうにおっしゃっていらっしやったので、そういう役員とかだった人は駄目という、そういう法案の理解でいいですよ。

〔平成24年6月19日・参議院環境委員会〕

○水野賢一君

(省略)

じゃ、提案者に聞きたいですけど、そのガイドラインのラインというのはどの程度になるのか、やっぱり立法者の意思として示しておく必要があると思うんですよね。だから、昨日の国会答弁でも生方衆議院環境委員長が、原子力村にかつて属してどっぷりつかった人たちが委員になる、委員長になるということは考えられないというふうにおっしゃっていますよね。

そうすると、それ自体は結構なことなんですが、要は、この法案の七条にもいろいろと書いてあることというのは、つまり原子力関係者たちは駄目よみたいなことは確かに書いてあるんですけど、これを見ると、法文だけ見ると現在のことのように見えるんですけど、これは現在だけじゃなくて過去もそれに準ずるという、法文上は現在だけのことを書いているように見えるけれども、過去も準ずるという理解でよろしいんでしょうか。

誰でもいいですよ、提案者ですから。お見合いしないで、お願いします、早く。あれだったら止めてください。

○委員長（松村祥史君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（松村祥史君） 速記を起こしてください。

○衆議院議員（近藤昭一君） 済みません、遅くなりました。

準ずるということでございます。